

消費者基本法の一部を改正する法律案要綱

一 年次報告

政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないものとする。 (第十条の二関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則関係)